






★非行やいじめなど青少年問題の相談窓口です★

機関名			受付時間	電話番号	機関名			受付時間	電話番号
24時間子供SOSダイヤル			24時間	(0120) 0-78310	長泉町青少年相談窓口			月～金 9:00～16:00	(055) 989-7830
教育相談 「ハロー電話」としび	東部	月～金 10:00～17:00	(055) 931-8686	静岡市	こども若者相談センター 《面接相談》	月～金 8:30～17:15	(054) 221-1314	24時間	(054) 254-6811
	中部		(054) 289-8686						
	西部		(0537) 24-8686						
下田市教育委員会窓口			月～金 9:00～17:00	(0558) 23-3929	焼津市青少年教育相談センター			月～金 8:30～17:00	(054) 631-4346
伊東市教育相談室			月～金 9:00～16:30	(0557) 37-7476	藤枝市生涯学習課青少年係			月～金 8:30～17:00	(054) 643-3047
熱海市少年補導センター (教育相談ふれあい電話)			月～金 9:00～16:30	(0557) 81-8080	島田市青少年育成支援センター (青少年相談)			月～金 9:00～16:00	(0547) 36-7964
伊豆市青少年相談室			月～金 9:00～17:00	(0558) 83-5476	掛川市青少年補導センター			火～金 9:00～16:00	(0537) 21-1189
御殿場市青少年センター (はればれダイヤル)			月～金 9:00～16:30	(0550) 82-8080	袋井市少年補導センター			月～金 8:30～17:15	(0538) 86-3191
裾野市青少年補導センター			月～金 8:30～17:00	(055) 994-0145	磐田市	こども若者家庭センター	月～金 8:30～17:00	(0538) 37-2018	
三島市青少年相談室			火～金 9:00～16:00	(055) 983-0886		教育委員会児童生徒支援課	月～金 8:30～17:15	(0538) 37-4923	
			土 9:00～11:00			青少年育成センター	月～金 8:30～17:15	(053) 457-2418	
沼津市	青少年教育センター	月～金 9:00～17:00	(055) 951-3440	浜松市	浜松市こども若者総合相談センター 「わかばプラス」	火～土 10:00～19:00	(053) 454-4848		
	電話相談 (やまびこ電話)	月～金 10:00～19:00	(055) 951-7330		教育総合支援センター	月～金 8:30～17:00	(053) 457-2424		
富士市	青少年相談センター	月～金 9:00～16:00	(0545) 52-4152		いじめ子どもホットライン (いじめ相談専用)	24時間	(053) 451-0022		
	若者相談窓口 「ココ☆カラ」	火～土 9:00～17:00	(0545) 55-0562	湖西市	青少年育成センター (ヤングダイヤルこさい) 【市民活動センター内】	月・水・金 9:00～16:00	(053) 576-0770		
富士宮市	青少年相談センター (小中学生に関すること)	月～金 9:00～16:30	(0544) 22-0064		青少年育成センター (ヤングダイヤルこさい) 【西部地域センター内】	火・木・土 9:00～16:00	(053) 577-5116		
	青少年相談センター (中学卒業から39歳までの方に関すること)		(0544) 22-1252	お住まいの地域の相談窓口はこちらから確認願います。					
小山町こども相談室 「なのはな」			月～金 9:00～16:00	(0550) 76-6122	静岡県警察 少年サポートセンター				

(その他) 市町教育委員会の教育相談室、社会教育担当課などが相談を受付けます。

★参考情報★

情報先	タイトル	参考対象	QRコード
文部科学省 HP	ネットを通じた子供の性被害の防止に向けた啓発用リーフレット	児童・生徒及びその保護者	
	情報モラル学習サイト	児童・生徒及びその保護者	
	児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック、情報モラル実践事例集	教育委員会・学校	
e-ネット キャラバンHP	児童・生徒がインターネットを正しく活用するためのリテラシーを得ることを目的とした啓発講座	児童・生徒及びその保護者 学校	
県教育委員会 社会教育課HP	「家族で話そう!! わが家のスマホルール」ワークシート	児童・生徒及びその保護者	
	保護者が乳幼児等にスマートフォン等を使わせる際の注意事項について(啓発資料)	就学前の子どもを持つ保護者	

令和8年度 静岡県青少年の 被害・非行防止強調月間

7月1日～31日

こどもが安心して、活躍できる
居場所をみんなで作っていきましょう。



運動期間の重点課題

- ★インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止
- ★不良行為及び初発型非行等の防止
- ★有害環境への適切な対応
- ★重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応
- ★薬物乱用対策の推進
- ★再非行(犯罪)の防止
- ★「地域の青少年声掛け運動」の推進

子どもたちを犯罪被害から守る環境をつくるのが大人の責務です



子どもたちが健やかに育ってほしい。それは社会全体の願いです。しかし、大麻をはじめとする薬物の乱用や、いわゆる闇バイトによる凶悪な事件が起きているほか、インターネットの不適切な利用により、犯罪やトラブルに遭う子どもが後を絶ちません。青少年を非行や犯罪被害から守るために、大人は何をすべきかを考えてみましょう。次代を担う青少年の育成は、私たち大人の責務であり、家庭・学校・地域・関係団体が協力しながら、社会一体となって、青少年の健全育成のための取組を推進する必要があります。

★インターネット利用における子どもの性被害等の防止

親がしてあげられること！ ペアレンタルコントロールの活用を！

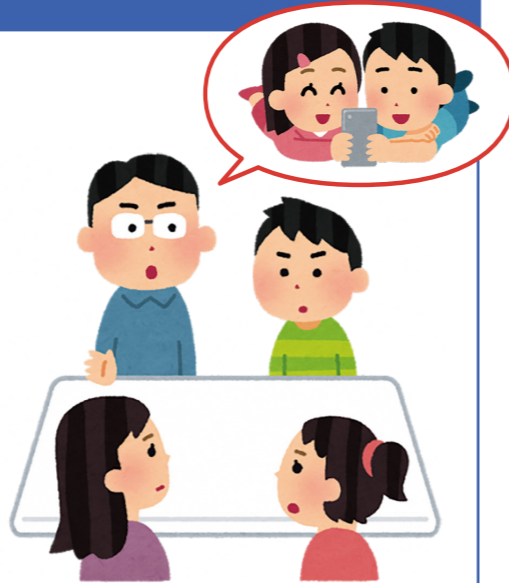
ペアレンタルコントロールは、子どもが使うスマートフォンやタブレット、ゲーム機の利用状況を保護者が把握したり、安全管理を行ったりする仕組みです。有害サイトの閲覧、不正なアプリのダウンロード、有料アプリへの課金、長時間の利用など、保護者が制限・管理して、子どもに安全なインターネット環境を整えましょう。

静岡県のスマホルール(スマホルールワークシート)はこちら▶



児童ポルノ等の根絶に向けた対策を！

SNSで知り合った人からだまされたり、おどされたりして、自分の裸の写真を送ってしまう児童ポルノの被害が多発しています。犯罪被害に遭わないためにも、自分の裸を撮影してはならないこと、交際相手や友人等の信用している相手であっても撮影させないこと、インターネット上に流出した画像を回収することは極めて困難であることなどについて、日頃から家庭でコミュニケーションをよくとり、ネットの正しい使い方を身につけられるよう家庭のルールづくりをしましょう。



★有害環境への適切な対応

深夜(午後11時から翌午前4時まで)の外出は補導の対象です！

「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」では、正当な理由のない青少年の深夜外出を制限しています。深夜は、青少年にとって悪の誘惑や犯罪の被害に遭いやすい時間帯であることから、家庭や地域が一体となって青少年を見守り、規範意識の醸成に努めましょう。また、20歳未満の者の飲酒や喫煙は禁止されています。酒類やたばこを販売・提供する際は年齢確認の徹底をお願いします。

★薬物乱用対策の推進

大麻等の薬物の乱用防止を！

令和7年中、大麻事犯で検挙された少年は37人で、前年に比べ13人増加しており、依然として若者の間で薬物がまん延しています。大麻などの薬物は、インターネットを通じて比較的容易に入手できることや、「健康に害はない。」との誤った情報から、警戒心を薄れさせ、安易に手を染めるケースが少なくありません。また、近年では、市販薬を過量に服用する、いわゆるオーバードーズが青少年の間で問題となっており、心身に深刻な影響を及ぼす事例も見られます。薬物乱用・オーバードーズは、本人だけでなく、周りの大切な家族や友人も傷つけます。薬物の有害性や依存性などに関する正しい情報を身に付け、社会全体で薬物乱用・オーバードーズのない環境をつくりましょう。

★不良行為・初発型非行・再非行(犯罪)等の防止

初発型非行はより悪質な犯罪の入口です！

令和7年中、少年非行により検挙・補導された総数は892人です。そのうち、中・高校生が約5割(52.4%)を占めています。また、窃盗犯(457人)では、万引きや自転車盗などの「初発型非行」が約8割(82.9%)を占めています。近年、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担させる、「闇バイト」が社会問題となっていますが初発型非行をきっかけに、犯罪への関与に対する抵抗感が薄れてしまう場合もあることから、青少年の非行防止及び再非行防止のための環境づくりが重要です。

★重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

ささいな変化を見逃さない！ 早期発見と早期対応を！

いじめは、いつでも起こり得るものであり、誰もが被害者や加害者になる可能性があります。いじめはどのような理由があるうとも許されない行為です。いじめを身近な問題として考え、子どもが安心して生活できる環境を社会全体で整えていきましょう。ささいな変化を見逃さず、いじめの早期発見と早期対応に取り組み、協調性や思いやりを醸成し、互いに尊重し、共に支え合う社会の実現につなげましょう。

裏面の窓口を参考にしてください

★「地域の青少年声掛け運動」の推進

青少年の明るい未来のために

この運動は、周りの大人が子どもたちに積極的にかかわり、青少年を健全に育成しようというものです。「あいさつ」や「良い行いをほめる」、「頑張っている姿を励ます」ことは、子どもの自尊感情を高め、非行を抑止する効果も期待されます。大人が青少年にかかわろうという意識を持つことで子どもたちを支えていきましょう。

詳しくはこちら▶

